

滋賀県特機児童対策協議会 KPI一覧および達成状況

部会	課題	協議事項	KPI	基準値 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	年次目標						目標設定の考え方	年次実績	取組期間におけるKPI達成状況		
						令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和2年		現状	達成率	達成率の算出方法	
保育人材確保部会	・保育人材の確保を図るため、新規資格取得、再就職、離職防止等様々な観点から人材確保策を検討する必要がある。	【新たな資格取得者の増加・就職促進を目指す】 1. 市町での受け皿整備予定等を踏まえた必要保育士数と予定確保数の推計や広域的な人材確保策の検討	特定教育・保育等に従事する者の確保数	10,108人 (H31.4.1)	11,933人 (R6.4.1)	10,473人 (+365人)	10,838人 (+365人)	11,203人 (+365人)	11,568人 (+365人)	11,933人 (+365人)	特定教育・保育等に従事する者の確保数が、令和6年時点で必要数と同数になるよう設定。(県子ども・若者プランの数値 各年度均等割で増加)	10,315人 (+207人)	10,315人	11.3%	○令和2～6年度における目標値 +1,825人(+365人×5年)・・・(A) ○令和2年度年次実績 +207人・・・(B) (B) / (A) = 0.1134(11.3%)	
		【新たな資格取得者の増加・就職促進を目指す】 2. 保育士養成施設の卒業生の保育所等への就職割合の増加	保育士養成施設卒業生の県内保育所等への就職率	定員 卒業生 資格取得者 就職者 就職率 (H30)	340人 299人 241人 163人 57.4%	62.7%	62.7%	62.7%	62.7%	62.7%	62.7%	1. 目標確保数(各年度+365人)のうち、半数の50%(各年度+182人)を保育士養成施設の卒業生により確保するよう設定。(卒業者はH30年度と同水準の290名で固定)	56.9% (148人)	56.9%	-	
		【潜在保育士の復帰を目指す】 3. 保育士・保育所支援センターの活用および保育人材バンクの広域的活用	「保育士・保育所支援センター」の利用による就職件数	累計:444人 (H21～H30)	累計:1,104人 (H21～R6)	664人 (+110人)	774人 (+110人)	884人 (+110人)	994人 (+110人)	1,104人 (+110人)	1. 目標確保数(各年度+365人)のうち、30%(各年度+110人)を保育人材バンクにより確保するよう設定。	648人 (+104人)	累計:648人 (H21～R2)	18.9%	○令和2～6年度における目標値 +550人(+110人×5年)・・・(A) ○令和2年度年次実績 +104人・・・(B) (B) / (A) = 0.1890(18.9%)	
		【現任保育士の離職防止・就業継続を目指す】 4. 保育所等における業務負担軽減に関する好事例の横展開による離職率の減少	離職率	9.2% (H30)	4.6%	7.7%	6.9%	6.1%	5.4%	4.6%	平成30年度の離職率を令和6年度に半減させるよう設定。 (各年度均等割で減少) ※県現況調べ(4・10月)に項目を追加	10.5%(※)	10.5%(※)	-	※集計の都合上、定年退職者等を含む。	
		【職員の資質の向上を目指す】 5. キャリアアップ研修の受講促進による職員の資質向上	保育士等キャリアアップ研修受講者数	累計:4,686人 (H30～R1)	累計:9,496人 (H30～R3)	7,096人 (+2,400人)	9,496人 (+2,400人)	目標見直し	-	-	-	-	-	6,167人 (+1,471人)	累計:6,167人 (H30～R2)	30.6%
広域利用部会	・広域利用の活用を促進するため、市町間の調整への県の関与や県内統一ルールについて検討する必要がある。	1. 広域利用基準や申込締切等の情報共有	広域利用基準や申込締切等の情報共有をした市町割合	-	100%	100%	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	・県内で情報共有を行う。 ・共有項目を決定すれば、協議等を介さずに実現可能なため、達成年度は令和2年度に設定。	100%	100%	-		
		2. 入選考時における保育士等の子どもの優先入所の取り扱い	入選考時における保育士等の子どもの優先入所の取り扱いを統一した市町割合	-	100%	統一ルールの検討	100%	(100%)	(100%)	(100%)	・県内でルールを統一する。 ・市町によって自市町外からの保育士の雇用状況が異なることから合意形成に時間を要すると予想されるため、達成年度は令和3年度に設定。	-	-	-		
		3. 広域利用に関するルールの統一	広域利用に関するルールを統一した市町割合	-	100%	統一ルールの検討	統一ルールの検討	統一ルールの検討	統一ルールの検討	100%	・県内でルールを統一する。 ・統一するルールの範囲や様式等、検討事項が多岐に渡るため、達成年度は令和6年度に設定。 (いつまでに様式の統一をするか等、細かい目標設定は必要に応じて今後の部会で協議)	-	-	-		
監査指導部会	・保育所等の事務負担を軽減するため、県の指導監査と市町の確認監査の監査項目を調整する必要がある。 ・監査の質の向上、均一化のため、市町間の指導監査基準等を統一し、漏れなく監査を実施する必要がある。 ・幼児教育・保育無償化に伴い、新たに実施する特定子ども・子育て支援施設における監査を円滑に開始する必要がある。	1. 特定教育・保育施設および地域型保育施設における監査の質の向上、均一化、事務負担の軽減(統一様式(チェックリスト、監査調書)、指搬文例集の作成・共有)	統一様式を使用した市町割合	監査実施率 (H30) ・特定・教育 保育施設確認 監査(実地指導) 89.9%	100%	統一様式の検討・作成	統一様式の検討・作成	60%	90%	100%	統一様式を作成する。 ・市町独自の様式からの移行期間も勘案し、達成年度は令和6年度に設定。	-	-	-		
		2. 特定子ども・子育て支援施設における監査の円滑な実施(監査実施にあたっての基準の統一等)	特定子ども・子育て支援施設等における給付確認監査(実地指導)を実施した市町割合	-	100%	統一基準の検討	30%	60%	90%	100%	・新たに監査を実施する必要があることから、体制の確保、基準の統一等に時間を要するため、達成年度は令和6年度に設定。 (説明会の開催)	○	○	-		
認可外保育施設の質の向上対策部会	・無償化の実施に伴い、今まで以上に認可外保育施設の質の向上を図るため、県および市の指導監督基準を統一する必要がある。	1. 指導監督基準の統一 2. 立入調査のチェックリストの統一 3. 認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付基準の統一	認可外保育施設のうち「認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付施設の割合	32.8%	80%	60%	70%	75%	80%	(80%)	指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする経過措置の期間が、令和6年9月までとなっているため、達成年度を前年度の令和5年度に設定。	46.0%	46.0%	-		
保育の受け皿整備部会	・各市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的に保育所、認定こども園等を整備する必要がある。	1. 地域の実情に応じた保育の受け皿整備を進めるための好事例の収集	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		